
豊中市有料広告掲載基準

平成19年(2007 年) 1月制定
平成25年(2013 年) 8月改正
平成26年(2014 年) 7月改正
平成27年(2015 年)10月改正
令和 8年(2026 年) 8月改正

財務部財政課

目 次

1. 目的	1
2. 趣旨	1
3. 広告全般に関する基本的な考え方	1
4. 広告審査にあたっての基本的な考え方	1
5. 屋外広告物に関する基本的な考え方	1
6. WEB ページに関する基準	1
7. 対象となる広告媒体	2
8. 広告媒体として使用しないもの	2
9. 規制業種又は事業者	2
10. 広告内容に関する掲載基準	3
(1) 広告の内容によって掲載できないもの	3
(2) 消費者被害未然予防の観点から適切でないもの	4
(3) 青少年保護の観点から適切でないもの	4
(4) 肖像権、知的財産権等に係る注意事項	5
(5) アマチュアスポーツ	5
(6) 個人情報の保護	5
11. 広告表示内容に関する個別の基準	5
(1) 語学教室等	6
(2) 学習塾・予備校等(専門学校を含む)	6
(3) 外国大学の日本校	6
(4) 資格講座	6
(5) 病院・診療所・助産所	7
(6) マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復師	7
(7) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器	7
(8) いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品	8
(9) 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等	8
(10) 不動産事業	9
(11) 通信販売	10
(12) 弁護士・税理士・公認会計士等	10
(13) 旅行業	10
(14) 映画・興行等	10
(15) 出版広告	10
(16) 募金等	11
(17) 墓地等	11

(18)古物商・リサイクルショップ等	11
(19)質屋・チケット等再販売業	11
(20)トランクルーム及び貸し収納業者	11
(21)ウィークリーマンション等	12
(22)冠婚葬祭業	12
(23)結婚相談所・交際紹介業	12
(24)人材募集等	12
(25)その他、表示について注意を要すること	12
12. その他	13

1. 目的

本市においては、民間企業等との協働により、市の新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上、公民連携の推進及び市有資産の有効活用を図る必要がある。そこで、市の発行物、所有財産又は市の主催するイベント機会等を活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して考慮すべき事項について、基準を定めるものである。

2. 趣旨

この基準は、豊中市の広告媒体に掲載する広告（以下「有料広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

3. 広告全般に関する基本的な考え方

有料広告は社会的に信用度が高い情報でなければならぬため、広告の内容及び表現は、これにふさわしい信用性及び信頼性の持てるものでなければならず、かつ、市民に不利益を与えるものであってはならない。

4. 広告審査にあたっての基本的な考え方

この基準により本市が広告掲載に関する審査を行う場合には、本基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分に配慮したうえで、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

5. 屋外広告物に関する基本的な考え方

屋外広告物の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

屋外広告物を表示又は設置する場合には、豊中市屋外広告物条例（平成 23 年豊中市条例第 52 号）及び関係法令の規定に従うこと。

6. WEB ページに関する基準

広告主の WEB ページにリンクをする広告（バナー広告等）に関しては、市の WEB ペー

ジに掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主の WEB ページの内容についても、WEB ページの性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準の全部又は一部を準用する。

また、他の WEB ページを集合し、情報提供することを主たる目的とする WEB ページで、この基準その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱う WEB ページを閲覧者にあっせん又は紹介している WEB ページの広告は、掲載しない。

7. 対象となる広告媒体

この基準は、広告媒体への有料広告の掲載（広報誌、印刷物、車体、市ホームページ、SNS、アプリ、デジタルサイネージその他市が管理する資産等）及び広告の場合若しくは機会の提供、広告の付随した物品の受領を対象とする。

また、この基準に定めるもののほか、広告媒体の種類に応じて、個別の基準が必要なときは、別に基準を作成することができる。

8. 広告媒体として使用しないもの

以下に該当するものは、広告媒体として使用しない。

- ① 法令により規制されているもの
- ② 公印やその印影があるもの
- ③ その他広告媒体として不適当であると市長が判断するもの

9. 規制業種又は事業者

以下に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）において、風俗営業と規定される業種
- ② 風俗営業類似の業種
- ③ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条の適用を受ける業種
- ④ たばこ（たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等は除く）
- ⑤ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- ⑥ 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者

- ⑧ 各種法令に違反しているもの
- ⑨ 有料広告の掲載について応募等を行った日から広告の掲載終了までの間、本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札指名停止措置を受けている事業者
- ⑩ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ⑪ 債権取立て、示談引受け等をうたったもの（適法に業として行うものを除く。）
- ⑫ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- ⑬ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）に規定する連鎖販売取引又はこれらに類似する取引に関するもの
- ⑭ 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に関するもの
- ⑮ 豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっているもの
- ⑯ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

10. 広告内容に関する掲載基準

以下に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

（1）広告の内容によって掲載できないもの

- ① 人権侵害、差別、名誉毀損、プライバシーの侵害のおそれがあるもの
- ② 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ③ 他を誹謗中傷又は排斥するもの
- ④ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- ⑤ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- ⑥ 広告等の記事を訂正又は否定するもの
- ⑦ 著しく広告媒体の品位を損なうものや、誌面の調和を破るもの
- ⑧ 広告の主体又は責任の所在の不明確なもの
- ⑨ 広告の目的が不明なもの、内容説明のあいまいなもの、暗号と思われる表現、記号、符号のみで表示したもの
- ⑩ 本市が推奨しているかのような表現のもの
- ⑪ 業務（行政執行）に不利益を及ぼすもの
- ⑫ 係争中の問題についてのもの
- ⑬ 宗教団体による布教推進を主目的にするもの

- ⑭ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
- ⑮ 社会的に不適切なもの
- ⑯ 国内世論が大きく分かれているもの
- ⑰ 広告主の代表者等の写真を含むもので、広告内容との関連性や表示の必要性が乏しいもの
- ⑱ 社会問題についての主義主張や、係争中の問題についての声明を含むもの
- ⑲ 国内外の皇室、王室、元首又は大会、国際機関等の尊厳を傷つけるおそれがあるもの
- ⑳ 酒類等の嗜好品への依存あるいはそれらの過剰な摂取を誘発するような表現を伴うもの
- ㉑ インターネット、SNS その他のデジタル媒体を活用した広告において、虚偽又は誤認を招く表示、広告であることが不明確な表示その他消費者の適切な判断を妨げるおそれのある表示を行うもの

(2) 消費者被害未然予防の観点から適切でないもの

- ① 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 5 条各号に規定する表示に該当すると認められるもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示又は誤認を招くような表現
 - 例）「世界一」、「一番安い」、「最大」、「最高」、「絶対」、「完全」等（掲載に際しては、根拠となる資料の提出及び広告中への根拠の明示を要する。）
 - イ 二重価格表示をする場合は、「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」に基づき、正しい根拠を持った比較対照価格を表示すること
- ② 射幸心を著しくあおる表現
 - 例）「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
- ③ 人材募集広告については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係法令を遵守していないもの
- ④ 虚偽の内容を表示するもの
- ⑤ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- ⑥ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

(3) 青少年保護の観点から適切でないもの

- ① 水着又は裸体姿等で、広告内容に無関係であり、表示する必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- ② 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

- ③ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
- ④ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- ⑤ ギャンブル等を肯定するもの
- ⑥ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 肖像権、知的財産権等に係る注意事項

- ① 肖像権が生じるもの（人の写真や映像等）を広告中で使用する場合は、事前に本人の承諾を得ること。
- ② 著作権や商標権等の知的財産権が生じるもの（他者の制作物や談話、登録商標等）を広告中で使用する場合は、関係法令に留意し、事前に当該権利者の許可を得ること。
- ③ 特許、実用新案、意匠、商標で登録されていないものを、あたかも登録されているかのような表示はできない。出願中のものは「出願中」と表示すること。
- ④ 権利に関して裁判中・係争中のもの又は係争を誘発するおそれのあるものは掲載できない。

(5) アマチュアスポーツ

アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者又は役員の氏名、写真、談話等を無断で広告に使用した場合、アマチュア資格を失うおそれがある。事前に当該競技団体の許可等を得ていること。また、各競技団体の規定等を遵守すること。

(6) 個人情報の保護

広告中で個人情報を取得する際、応募や商品の発送以外で個人データを利用する場合は、利用目的の通知又は公表の必要がある。明示した目的以外に個人情報の利用はできない。取得した個人データを第三者に提供する場合は、その旨の明示をするほか、原則として本人の同意を得る必要がある。

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令等を遵守すること。

11. 広告表示内容に関する個別の基準

市の広告媒体所管課が広告内容審査を行う際の個別の基準は、以下のとおりとする。この基準に定めのないものについては、広告主は事前に市の広告媒体所管課に相談することとし、掲載の都度、市の広告媒体所管課が個別に判断することとする。

(1) 語学教室等

- ① 安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。
例)「1 か月で確実にマスターできる。」
- ② 合格率等実績を表示する場合は、実績年も併せて表示する。
- ③ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

(2) 学習塾・予備校等(専門学校を含む)

- ① 合格率等実績を表示する場合は、実績年も併せて表示する。
- ② 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。
- ③ 教育や技術等の習得を主な目的とせず、習得後の収入を強調するようなものは掲載できない。
- ④ 卒業や終了後に就職や高い収入等を保証、確約するような表現はできない。
- ⑤ 学校、講習会、講座（通信講座を含む）、任意団体等が与える国家公認以外の称号については、国家公認のものと誤認されない表示をする。なお、これらの広告については次の事項を表示する。

ア 広告主名称、所在地

イ 講習、講座の期間・内容・場所

ウ 受講料、テキスト代等の費用

エ 資格取得に要する費用、条件等

- ⑥ 講習、講座の期間、内容、費用が不相当と思われるもの、権威づけのための表示、誇大な表現や、希望・期待の特典、将来の収入、身分を確約するようなものは掲載しない。

(3) 外国大学の日本校

日本の大学卒業と同等の資格を得られると誤認されるおそれのあるものは掲載できない。日本の法令に定める大学ではない旨を明確に表示すること。

例)「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

(4) 資格講座

- ① 民間の講習業者が「労務管理士」等の名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。
例)「この資格は国家資格ではありません。」
- ② 「行政書士講座」等国家資格の講座には、その講座だけで資格が取れるというよ

うな紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

例)「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

- ③ 講座の募集に見せかけて、商品又は材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- ④ 受講費用が全て公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(5) 病院・診療所・助産所

- ① 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及び関係法令、医療広告ガイドライン等の規定により広告できる事項以外は、広告できない。
- ② 提供する医療の内容が、他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。
- ③ 提供する医療の内容に関して、虚偽又は誇大な表現を行ってはならない。
- ④ 広告する治療法について、疾病が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。
- ⑤ 写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは広告できない。
- ⑥ 広告にマークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。なお、赤十字のマークや名称は、自由に用いることができない。
- ⑦ 広告を掲載する事業者が、病院等の所在地を所管する行政機関の担当部署において、広告内容が適正であることについて確認をとっていること。

(6) マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復師

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）及び柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）並びに関係法令等の規定により広告できる事項以外は、広告できない。

また、病院広告と同様に、他と比較して優良である旨の表示や虚偽又は誇大な表現を行ってはならない。

(7) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器

- ① 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）及び関係法令、医薬品等適正広告基準等の規定により広告できる事項以外は、広告できない。
- ② 承認を受けた効能効果の範囲を超える表現はできない。
- ③ 「効き目抜群」「絶対安全」等、効能効果、安全性等について、最大級の表現や確実であるかのような表現はできない。

- ④ 「たくさん飲めば治る」等、過剰消費や乱用を促すような表現はできない。
- ⑤ 医師等の処方によって使用する、いわゆる医家向けの医薬品については、一般人を対象にする広告を行ってはならない。
- ⑥ 医師の指導、治療を受けなければ治らない病気を、医薬品等のみで治るような表現はできない。
- ⑦ 使用上の注意がある場合は、その旨を広告中に表示しなければならない。
- ⑧ 品質、効能効果、安全性その他について、他社の製品を誹謗するような表現はできない。
- ⑨ 官庁、学校又は学会等の団体が、公認又は推薦している等の表現はできない。ただし、公衆衛生の維持増進のため官庁が指定をしている事実を広告することが必要な場合等特別の場合はこの限りではない。
- ⑩ 不快、不安又は恐怖を与えるおそれのある表現はできない。
- ⑪ 医療機器については、広告中に届出（認証、承認）番号を表示すること。
- ⑫ 医薬品と医薬品以外のものを同一面で広告する場合は、両者を明確に区別すること。
- ⑬ 広告主が、薬局等の所在地を所管する行政機関の担当部署において、広告内容が適正であることについて確認をとっていること。

(8) いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品

- ① 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）及び食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）並びに関係法令の規定に反しないこと。
- ② 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が認められている表示事項の範囲を超えていないこと。かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。
- ③ 広告主が、その所在地を所管する行政機関の薬務担当部署及び食品担当部署において、広告内容が適正であることについて確認をとっていること。

(9) 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

- ① サービス全般（介護老人保健施設及び介護医療院を除く）
 - ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招くような表示はしないこと。
 - イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - ウ その他、サービスを利用するにあたって、有利であると誤解を招くような表示はできない。
- ② 介護老人保健施設、介護医療院

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び関係法令の規定により広告できる事項以外は、広告できない。

③ 有料老人ホーム

ア ①に規定するもののほか、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項をすべて表示すること。

イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 「有料老人ホーム等に関する不当な表示」に抵触しないこと。

④ その他の老人福祉施設等

ア 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）・軽費老人ホーム（ケアハウス）・グループホーム・老人デイサービスセンター等の老人福祉施設は、表示に関する定めは特に設けられていないが、有料老人ホームなどの注意事項に留意し、誤認を与えることがないように配慮すること。

イ サービス付き高齢者向け住宅は、老人福祉施設と誤解されるような表現は避けること。また、不動産広告として、賃貸マンションの必要表示事項を表示すること。

⑤ 有料老人ホーム等の紹介業

ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

イ その他利用にあたって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

(10) 不動産事業

① 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、許可免許証番号等を明記すること。

② 不動産の取引に関する広告の場合は、取引態様、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限等、必要な表示事項を明記すること。

③ 「早い者勝ち」「残り戸数あとわずか」等、契約を急がせる表示はできない。

④ 宅地や建物の内容、取引条件についての広告は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発許可や建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による建築確認等、法令に基づく許可等を受けた後でなければ掲載できない。

⑤ 「新築」「新発売」などの特定用語を使用する場合は、それぞれに規定された意味に基づいて使用しなければならない。また、合理的な根拠を示す資料がなければ使用できない用語があるため注意すること。

⑥ その他の事項にあっても、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）及び不動産の表示に関する公正競争規約並びに関係法令の規定に従うこと。

(11) 通信販売

特定商取引法及び関係法令の規定に反しないこと。

(12) 弁護士・税理士・公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内とし、各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触しない内容とすること。

(13) 旅行業

- ① 名称、所在地、登録番号、補償の内容等、必要な表示事項を明記すること。
- ② 白夜でない時期の「白夜旅行」や、行程にない場所の写真等、不当表示とならないよう注意すること。
- ③ その他の事項にあたっては、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）及び関係法令の規定に従うこと。

(14) 映画・興行等

- ① 暴力、賭博、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは、掲載しない。
- ② 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは、掲載しない。
- ③ いたずらに好奇心に訴えるものは、掲載しない。
- ④ 内容を極端に歪めたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しないこと。
- ⑤ ショッキングなデザインは使用しないこと。
- ⑥ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは、掲載しない。
- ⑦ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示すること。

(15) 出版広告

出版広告は、原則として市販されている書籍・雑誌・デジタル出版物等を対象とする。次のものは掲載できない。

- ① 性、人種、民族、身分・地位、地域、職業、病気・障害等で差別を助長するおそれがあるもの
- ② 信用・名誉毀損、業務妨害、プライバシー侵害、セクシャルハラスメントになるおそれがあるもの
- ③ 未成年者、障害者の犯罪に関連して、該当者を特定するおそれがあるもの
- ④ 露骨な性表現のものや、暴力や脱法行為を肯定するもの
- ⑤ 確実な根拠がないものや、虚偽、誇大な表現で誤認されるおそれがあるもの
- ⑥ 健康食品や代替医療等に関して、商品やサービスの販売を目的とした、いわゆるバイブル商法のおそれがあるもの
- ⑦ 宗教に関するもので独断的な表現のものや過激な表現で不安をあおるおそれがあるもの

るもの

- ⑧ 選挙の事前運動に当たるおそれがあるもの
- ⑨ 法規に触れるおそれがあるもの
- ⑩ 第三者から異議を申し入れられるおそれがあり、係争に発展する可能性があるもの
- ⑪ 広告媒体の品位を損なうおそれがあるもの
- ⑫ その他不適当と認めたもの

(16) 募金等

- ① 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- ② 下記の主旨を明確に表示すること。

例)「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

(17) 墓地等

都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。また、次の項目を表示すること。

- ① 墓地又は納骨堂の名称及び行政区画上の住所
- ② 最寄りの交通機関と、そこからの距離又は所要時間
- ③ 1区画あたりの面積と価格（永代使用料）
- ④ 年間管理費等、管理・維持に必要な費用

(18) 古物商・リサイクルショップ等

- ① 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- ② 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例) 回収、引き取り、処理、処分、撤去、廃棄 等

(19) 質屋・チケット等再販売業

- ① 個々の相場、金額等の表示はしないこと。
例)「〇〇〇のバッグ 50,000 円」、「航空券 東京～福岡 15,000 円」等
- ② 有利さを誤認させるような表示はしないこと。

(20) トランクルーム及び貸し収納業者

- ① 「トランクルーム」の名称を使用する場合は、倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）に基づくトランクルームであること。
- ② 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しないこと。

また、下記の主旨を明確に表示すること。

「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく『トランクルーム』ではありません。」等

(21) ウィークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

(22) 冠婚葬祭業

- ① サービスの相場、金額等を表示する場合は、その他にも費用が掛かる可能性があることを明示すること。

例)「結婚式 800,000 円 ※写真撮影別途」、「家族葬 100,000 円 ※その他費用を要する場合あり」など

- ② 有利さを誤認させるような表示はしないこと。

(23) 結婚相談所・交際紹介業

- ① 広告の内容については「結婚相手紹介サービス業認証制度に関するガイドライン」その他これに準ずる業界自主基準に基づいたものであること。
- ② サービス内容、料金、解約時の精算方法を明記すること。

(24) 人材募集等

- ① 人材募集に見せかけた、売春等違法行為の勧誘やあっせんの疑いのあるもの、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- ② 誰にでも簡単に高収入が得られると誤解されるような表示はしないこと。
- ③ 雇用主や応募資格、勤務条件、給与、業種・職種、仕事の内容等を明確に表示すること。
- ④ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）等関係法令を遵守していること。

(25) その他、表示について注意を要すること

- ① 割引価格の表示
割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
例)「メーカー希望小売価格の 30%引き」等
- ② 比較広告（根拠となる資料が必要）
主張する内容が客観的に実証されていること。
- ③ 無料で参加・体験できるもの
費用がかかる場合がある場合には、その旨を明示すること。

例)「昼食代は実費負担」、「入学金は別途かかります」等

④ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記すること。この場合において、広告主の所在地、連絡先の両方を明示すること。

また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記すること。

⑤ 宝石の販売

虚偽の表現に注意すること（公正取引委員会に確認する場合がある）

例)「メーカー希望価格の 50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）

⑥ 個人輸入代行業等の個人営業広告

必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を確認すること。

⑦ アルコール飲料

ア 20 歳未満の者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例)「20 歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています」等

イ 飲酒を誘発するような表現の禁止。

例) お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等

12. その他

応募資格、募集方法、広告料、広告掲載の順位については、当該広告媒体の性質に応じて別に定める。

また、既に実施している有料広告については、当該有料広告に係る契約期間中に限り、なお従前の例により運用するものとする。